

当院における 院内トリアージの実施について

【院内トリアージとは】

医療機関において、患者の緊急度を判定し、緊急度に応じて
診療の優先順位付けを行う取組
(厚生労働省より)

当院ではJTAS基準により5つの区分に評価をしています。

【2時間以内に診療が必要】

軽度のアレルギー反応、処方、
縫合を要さない外傷、検査希望 など

【1時間以内に診療が必要】

尿路感染症、不穏状態、
縫合を必要とする外傷(止血済み) など

【30分以内に診療が必要】

症状のない高血圧痙攣後の状態(意識は回復)、
変形のある四肢外傷、中程度の頭痛・腹痛 など

【10分以内に診療が必要】

心原性胸痛、激しい頭痛、腹痛、
中等度の意識障害、抑うつ、自傷行為 など

【直ちに診療・治療が必要】

心肺停止、重症外傷、痙攣持続、
高度な意識障害・呼吸障害 など

当院では夜間・休日等の診療時間外において院内トリアージを行い、
緊急性の高い患者様を優先して診療を行っております。
ご来院された順番より診察の順番が前後することがございますが、
ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

